

平成31年度だれにも乗り降りしやすいバス整備事業補助要綱

30都市基調第1215号
平成31年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、路線バスに、高齢者や障害者をはじめ、だれにも乗り降りしやすいバスを整備する事業に対して、予算の範囲内においてその購入経費の一部を補助することにより、同バスの導入を誘導し、普及させることを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1 補助対象事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「バス事業」という。）を經營する者をいう。ただし、バス事業の用に供するバス車両を貸与するもの（バス事業の分社化等に伴う場合に限る。）を含む。

2 補助対象車両

標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月10日付け国自技第254号、平成22年6月4日付け国自技第49号または平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたノンステップバスをいう。

3 協議会

国、都、一般社団法人東京バス協会及び一般乗合旅客自動車運送事業者等の代表者で構成する「東京都バリアフリー化設備等整備計画協議会」をいう。

4 補助対象外事業者

東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象事業者が行う、以下の各号の要件を満たす補助対象車両の新たな整備とする。ただし、路線の道路状況等の物理的要因によりノンステップバスの運行が困難であつて、移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領（平成27年2月26日付け国自技第168号）第3（1）又は（2）に該当し、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年12月15日国土交通省令第111号）第43条の認定を受ける場合は、リフト付バスも補助対象車両とみなす。

- 1 都内の営業所に属し、道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行（都内に乗降のための停留所を複数有するもの）に供する車両であること。
- 2 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める新規検査及び新規登録（補助対象事業者が所有者となる新車に限る。）を受けて、自動車検査証の交付を受けた車両であること。
- 3 排ガスがPM排出基準値0.18g/KWh以下であること。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対

象事業者が導入する補助対象車両の購入に要する経費と別表 1 で定める通常車両価格との差額とし、その範囲は別表 3 のとおりとする。ただし、補助事業に係る経費のうち仕入れ控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

(補助金の額等)

第 5 条 この補助金の交付額は、予算の範囲内で、かつ、別表 2 に定める額を限度に補助対象経費に 1 / 4 を乗じた額以内とする。

なお、算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助対象事業者は、補助金交付申請書（第 1 号様式）及び当該事業者が補助対象外事業者でないことなどを誓約する書類（第 2 号様式）に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第 7 条 知事は、前条の申請があったときは、所要の審査を行い、適正であると認めたときは、補助金の交付決定をし、交付決定通知書（第 3 号様式）により事業者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第 8 条 この補助金は、補助事業完了後、第 1 7 条の請求に基づいて交付する。

(補助の条件)

第 9 条 知事は、第 7 条による補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第 1 0 条 この補助金の交付決定後、天災地変その他事情変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと知事が認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(補助事業の計画変更)

第 1 1 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、交付申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業計画変更承認申請書（第 4 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、補助金交付決定額の変更を行うことができる。

3 知事は、補助金交付決定額の変更をしたときは、補助金交付決定額変更通知書（第 5 号様式）を、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止の承認申請)

第 1 2 条 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）承認申請書（第 6 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第 1 3 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業事故報告書（第 7 号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 補助対象事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で東京都の会計年度が完了したときは、速やかに実績報告書（第8号様式）に関係書類を添付して知事に提出し、事業の実績を報告しなければならない。また、第12条により補助事業の廃止の承認を受けた場合も同様とする。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、第9号様式により交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助対象車両の貸与)

第16条 補助対象事業者は、第7条の交付決定により承認された補助対象車両の貸与を実施する場合においては、補助対象車両の貸与を受ける者（一般乗合旅客自動車運送事業者に限る。）に対し、本事業の目的及びこの要綱の内容を周知し、適正な運営に努めなければならない。

(補助金の請求)

第17条 補助事業者は、交付決定を受けた補助金を請求するときは、請求書（第10号様式）により請求するものとする。

(財産処分の制限)

- 第18条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、知事の承認を受けずに取得財産等をこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - 3 補助事業者は前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（第11号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(帳簿の保管義務)

第19条 補助事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この補助要綱は、平成31年4月1日から適用する。

(別表 1) バス車両の通常車両価格

バスの車両の長さ	金 額
9メートル以上	18,800千円
7メートル以上9メートル未満	15,400千円
7メートル未満	13,400千円

(別表 2)

補助限度額 (1台当たり)
700千円

(別表 3)

区 分	経 費
車両本体価格	運賃機器、電動方向幕巻取器等のユーザー支給品となる車載機器類は除くものとする。ただし、国庫補助金の対象となる車載機器類についてはこの限りではない。なお、機種（部品）を上位等に変更する場合には標準部品を上限とする。
オプション	① スロープ板 ただし、電動式スロープ板の場合には、引き出し式スロープ板の価格を上限とする。 ② ニーリング装置 ③ ABS装置 ④ オートマチック仕様 ⑤ アイドリングストップ ⑥ 車いす用固定装置 ⑦ 車いす用固定装置格納箱 ⑧ 床の滑り止め ⑨ 転落防止用手すり ⑩ 車いす利用者用乗客降車合図装置の増設 ⑪ 後部段差部注意灯の取り付け ⑫ デジタル音声放送装置 ⑬ 後方確認テレビ装置 ⑭ 乗降補助ステップ ⑮ 乗降中警告表示装置 ⑯ デジタル運賃表示器 ⑰ デジタル行先表示器 ⑱ その他、知事が必要と認めるもの ※車両本体価格に含む場合を除く。

